

●松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例が可決となった経緯

令和7年2月26日（条例改廃請求代表者）町長に請求代表者証明書の交付申請（請求の要旨）

「松田町長の在任期間に関する条例」は、町長の任期に上限を設けることで、町政運営の長期的な継続性や安定性を損なう可能性があります。この条例が適用されることで、重要な政策が中断されたり、町の将来計画が途切れる懸念が生じます。また、住民が選挙を通じて自由に代表を選ぶ基本的な権利が制限されることになり、地方自治の本旨である「住民自治」や「民主主義の原則」に反する側面があると言えます。

さらに、現在の選挙制度においては、候補者の政策や人柄を住民が直接判断し、自由に選択する仕組みが整っています。多選を理由に候補者を排除することは、住民の自由な意思表示の機会を奪う行為とも解釈されます。また、選挙自体が民主的なプロセスであり、必要であれば住民は多選を選択しないという判断を下すことも可能です。そのため、条例による制限は過剰であり、不必要であると言えます。

町民がより自由に意思を反映できる公正な選挙環境を整えることが、自治体の健全な発展にとって重要です。このため、当該条例を廃止し、住民自治と民主主義の基本原則を尊重した政治環境を構築することを強く求めます。

令和7年3月5日（松田町）条例改廃請求代表者証明書を交付し、告示

※署名収集期間は法定により1ヶ月のため、4月5日まで

令和7年3月26日（条例改廃請求代表者）松田町選挙管理委員会に署名簿を提出

令和7年4月14日（松田町選挙管理委員会）関係人の縦覧期間および場所を告示

※縦覧期間は法定により1週間のため、4月16日～22日

令和7年4月15日（松田町選挙管理委員会）署名簿の署名の証明（署名の審査）が終了、「署名総数423人、有効署名総数412人」と告示

令和7年4月24日（松田町選挙管理委員会）署名簿の縦覧が終了し、異議の申出がなかったため、署名の効力が確定し、その旨を告示

令和7年5月1日（条例改廃請求代表者）条例改廃請求書の提出

令和7年5月2日（松田町）条例改廃請求書を審査し、有効に成立している請求と認められたため、受理。条例改廃請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を告示

令和7年5月22日（松田町議会）令和7年第2回松田町議会臨時会で審議し、賛成多数にて可決

令和7年5月23日（松田町）審議結果について令和7年5月23日付けで告示

議員参加研修報告

▼新議員研修会（神奈川県町村議会議長会主催）

・日時 5月13日（火） 14時～

・場所 神奈川自治会館

・講師 県町村議会議長会事務局

・講師 沼田 卓 氏

・内容 議会運営の基本

現在1期目の議員1名が出席しました。

▼町村議会議長・副議長研修会（全国町村議会議長会主催）

・日時 5月27日（火） 13時～

・場所 東京国際フォーラム

・講師 ①内閣府政策統括官防災

担当付参事官防災デジタル物資支

援担当 松本 真太郎 氏 ②明

治大学名誉教授 青山 侑 氏

③同志社大学名誉教授 新川

達郎 氏

・内容 ①広域災害対応策を含め

た自治体の災害対応力に不可欠な

「防災DX」 ②平成からの災害

に学ぶ復旧・復興まちづくりの課

題 ③災害と議会・議員の役割

平野議長、南雲副議長が出席しました。